

# 令和6年第1回亀山市議会臨時会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

頁

議案第77号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について・・・1

件名	亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	市民文化部 市民課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）における医療保険各法の改正によりマイナンバーカードと健康保険証の一体化が図られることから、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正により、令和6年12月2日から国民健康保険の被保険者証が廃止されることから、被保険者証の返還の求めに応じない者に対する罰則の規定を削ります。</p> <p style="text-align: right;">＜第8条関係＞</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>（1）施行日は、令和6年12月2日とします。</p> <p>（2）この条例の施行日前における被保険者証の返還の求めに応じない行為及びこの条例の施行日に現に被保険者証の交付を受けている者が施行日以後に被保険者証の返還の求めに応じない行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする経過措置を設けます。</p>		